

公告

建設業許可を取り消した建設業許可業者について、建設業法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告します。
令和7年4月1日

【注意事項】

- ・廃業届の提出による取消処分であり、違法行為等による取消処分ではありません。
- ・一覧にある業者の中には、一部の業種のみを廃業した業者も含まれています。

1 処分の内容

建設業法第29条第1項の規定による取消し

2 処分の原因となった事実

建設業を廃業した旨の届出があり、このことが、建設業法第29条第1項第4号の規定に該当する。

3 処分年月日、許可番号、商号又は名称、代表者氏名、主たる営業所の所在地及び取り消した許可

次の表のとおり

※処分年月日時点の状況です。

処分年月日	許可番号	商号又は名称	代表者	主たる営業所の所在地	全部廃業又は一部廃業	取り消した許可業種
令和7年1月17日	広島県知事（般一）第 39454 号	(株)ASAKA	金谷 隆太郎	広島県竹原市 東野町267ー2	一部廃業	石、鋼、舗、しゅ、水
令和7年1月17日	広島県知事（般一）第 6050 号	広島富士ホーム(株)	橋本 博	広島県東広島市 西条大坪町9ー48	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月6日	広島県知事（般一）第 37528 号	小川電工(株)	小川 泉	広島県広島市安佐南区 長楽寺1ー32ー22	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月6日	広島県知事（般一）第 34964 号	(株)エネオンズ	安部 孝文	広島県広島市佐伯区 五日市町石内2668	一部廃業	左、と、石、鋼、筋、板、ガ、塗、防、絶、具、解
令和7年1月6日	広島県知事（般一）第 39348 号	(株)FBM	篠原 智樹	広島県廿日市市 原字長谷343ー13	一部廃業	と
令和7年1月9日	広島県知事（般一）第 10739 号	松栄建設不動産(株)	松岡 盛栄	広島県広島市安佐北区 三入1ー17ー8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月30日	広島県知事（般一）第 41120 号	(有)広新産業	山本 樹里	広島県呉市 広長浜4ー7ー21	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月31日	広島県知事（般一）第 24167 号	(株)アイジィー通信	後藤 桂	広島県広島市西区 西観音町8ー8	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月31日	広島県知事（般一）第 30928 号	(有)ニイナ	矢羽田 泰典	広島県広島市中区 舟入川口町8ー5ー101	全部廃業	許可に係る全ての建設業
令和7年1月30日	広島県知事（般一）第 5300 号	(株)森脇工務店	小林 良滋	広島県広島市安佐北区 口田南3ー45ー4	一部廃業	屋、タ、内